

京都市告示第648号

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、久御山町との間において、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に係る事務の委託に関する規約を次のとおり定めます。

令和4年 3月31日

京都市長 門川大 作

久御山町と京都市との間の放課後児童健全育成事業に係る事務の委託に関する規約  
(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法第252条の14第1項の規定により、久御山町(以下「甲」という。)は京都市(以下「乙」という。)に対し第1号に掲げる事務の管理及び執行を、乙は甲に対し第2号に掲げる事務の管理及び執行を、それぞれ委託する。

- (1) 久御山町大橋辺地区の児童(京都市立の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)に在学するものに限る。)に対する児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童健全育成事業」という。)に係る甲の事務
- (2) 京都市伏見区向島下五反田地区の児童(久御山町立の小学校に在学するものに限る。)に対する放課後児童健全育成事業に係る乙の事務

(管理及び執行の方法)

第2条 前条各号に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、委託を受ける乙又は甲の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、第1条第1号に掲げる委託事務に係る経費及び同条第2号に掲げる委託事務に係る経費を算定したうえ、その差額を、委託する事務に係る経費が委託を受ける事務に係る経費を超える甲又は乙の負担とし、甲又は乙は、予算に定めるところにより、これを乙又は甲に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲及び乙が協議して定める。この場合において、乙及び甲は、あらかじめ、当該経費の見積りに関する書類を甲又は乙に送付しなければならない。

(協議)

第4条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 甲及び乙は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関して、委託を受ける乙又は甲の条例等が委託する甲又は乙に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)